

事務局へのコメントに対する回答

構成員	意見等	回答
雨宮	①屋外PLC作業班で何を対象に何を審議するのかが不明です。	高速電力線搬送通信設備作業班の審議事項は、資料1-2のとおり、「高速電力線搬送通信設備の許容値及び測定法に関する事項」なので、高速電力線搬送通信設備の屋外利用だけでなく、屋内利用の共存条件も含めて審議の対象になる。 このうち、来年3月までに審議して頂きたい事項としては、閣議決定されている「スマートメータの普及促進に向けた屋外通信(PLC通信)規制の緩和」を考えている。 そして、この閣議決定に基づき、事業者からの具体的な提案等を事務局で確認したところ、高速電力線通信推進協議会から、資料1-5に示した提案があったもの。今後、具体的な提案を基に無線システムへの影響等の検証・検討を行い、結論を出して頂きたい。
雨宮	②PLCの設置場所を同一敷地内としています。非常に曖昧です。同一敷地内であれば、中圧電源線、高圧電源線に接続されるPLC機器も許容するのでしょうか。	提案のあった高速電力線通信推進協議会に対し、事務局からヒアリングした際には、低圧電源線に接続されるPLC機器のみを対象とすると聞いている。 屋外利用の技術基準として、電圧に関する制限をすべきか否かについては、具体的な提案に基づき、今後、作業班で審議して決めて頂きたい。
雨宮	③低圧電源線に限定した場合、電源線は単相3線の撚り線に限定するのでしょうか。それとも3本の線に離隔のある電源線も対象にするのでしょうか。	提案のあった高速電力線通信推進協議会に対し、事務局からヒアリングした際には、3本の線に離隔のある電源線は対象としないと聞いている。 屋外利用の技術基準として、どのような電源線を対象とするかについては、具体的な提案に基づき、今後、作業班で審議して決めて頂きたい。
雨宮	④屋外PLC機器に接続される電源はACのみならずDCも含むのでしょうか。	提案のあった高速電力線通信推進協議会に対し、事務局からヒアリングした際には、資料1-5の3枚目にあるとおり、電源にはDCも含めると聞いている。 屋外利用の技術基準として、DCを含むべきか否かについては、具体的な提案に基づき、今後、作業班で審議して決めて頂きたい。
雨宮	⑤屋外PLC機器に接続される電源は屋内PLC機器からのみ供給されるのでしょうか。それとも、屋外の別の場所から供給される場合も含むのでしょうか。後者の場合、屋外PLCの妨害波が屋外の電源から四方八方へ拡散していきます。それでもよろしいのでしょうか。	提案のあった高速電力線通信推進協議会に対し、事務局からヒアリングした際には、このような利用方法は聞いていない。 屋外利用の技術基準として、屋外の別の場所から供給される場合も含めるか否かについては、具体的な提案に基づき、今後、作業班で審議して決めて頂きたい。
雨宮	⑥PLCモデムを内蔵した装置を認可するのでしょうか。そうしますと現在認められていない屋内PLCについてもモデム内蔵機器を認可するのでしょうか。一つ間違えると玉突き現象でどんどん骨抜き化が進みます。この問題は今回の案件と切り離して別途検討し整理すべき案件ではないのでしょうか。	提案のあった高速電力線通信推進協議会に対し、事務局からヒアリングした際には、セキュリティカメラについてのみ、例外としてモデム内蔵での型式指定を要望すると聞いている。 屋外利用の技術基準として、モデム内蔵装置の型式指定を認めるか否かについては、具体的な提案に基づき、今後、作業班で審議して決めて頂きたい。

雨宮	⑦CISPRでは長い議論の末、積算電力計を屋内と屋外の分界点としています。同一の積算電力計に収容されていないPLC機器との通信は全てアクセスPLCという位置付けです。アパート、マンション、テナントビル等の廊下での接続、階をまたいだ接続、は同一敷地内ですが、全てアクセスPLCです。今回このような場合も規制緩和すると読み取れます。この考えでよろしいのでしょうか。	屋外利用の技術基準として、このような利活用例を認めるか否かについては、具体的な提案に基づき、今後、作業班で審議して決めて頂きたい。
雨宮	⑧屋内PLC機器の規制を決めた時点で、PLC機器の通信ポートの妨害波測定は実施が見送られているが、通信ポートの妨害波測定は現時点では強制フェーズ(VCCI)となっている。屋外PLC機器で遵守事項にするのか否か不明である。屋外PLCについて遵守事項とするのであれば屋内PLCについても同様に遵守事項とすべきであり、本件も速やかに措置すべきと考えますがいかがでしょうか。	高速電力線搬送通信設備の通信ポートからの妨害波については、屋内利用の場合と同様、屋外利用の場合にも許容値を定め、遵守事項としていきたいと考えている。 また、屋内利用の場合も含め、許容値の適用開始時期については別途検討していきたい。
大石	本資料は、作業班構成員を正式に指名する以前に提出されたものであり、ある特定の者のみが事前に資料を提出できたこと自体、作業班の進行上不公正であると考えられます。 従って、本資料を無効とし、取り下げるべきである、と考えます。	高速電力線通信推進協議会から提出された資料1-5は、閣議決定に基づき、事務局で、事業者からの具体的な提案を確認したところ、提案のあったものである。作業班では、具体的な提案を基に無線システムへの影響等の検証・検討を行い、結論を出して頂きたいと考えている。 なお、構成員から別の提案がある場合には、提案して頂きたい。
長部	1-1. この作業班は、屋外で使用するPLC装置から出る妨害波の許容値と試験法を策定するとなっているが、高中圧電源網に接続されるアクセス系PLC装置を含めるのか？また、屋内であっても、例えばアパートやマンション等の集合住宅の廊下、テナントが入居しているビルの廊下等に設置され、中継的目的で使用されるPLC装置は、現在の屋内PLC装置の対象ではない。これらのPLC装置も屋外で使用するPLC装置に含めるのか？ ちなみにCISPRでは、同一の電力計に接続され、かつ、屋内で使用されるPLC装置以外は全てアクセス用PLC装置としている。	雨宮氏②、⑦への回答参照。
長部	1-2. 今回の作業は屋外で使用するPLC装置単体に対するものか？PLC装置内蔵機器の場合は？それとも両方を含めてか？現在、屋内装置ではPLC装置内蔵型機器を認めていないと認識しているが、屋外PLC装置にPLC内蔵機器を含めるとした場合、例えば屋外に設置する自動販売機、漁港等で大量に屋外設置される冷凍冷蔵庫等を屋内に持ち込んだ場合を考えると、法律の抜け道を助長することになる。今回は、屋内PLC装置とは考え方を変える認識でよいのか？ 提案として、PLC装置内蔵機器については、今回の屋外PLC装置の妨害波問題と切り離し、屋内PLC内蔵装置も含めて議論すべきではないか？	雨宮氏⑥への回答参照。
長部	1-3. PLC-Jの資料では、コンセントプラグの妨害波抑制対策についての記述があるが、試験法、許容値の議論に考慮するのか？ 考慮するのであれば、どこまで考慮するのか？PLC信号出力コントロール機能、ノッチング機能は？	屋外利用の技術基準として、コンセントプラグへの妨害波抑制対策及び他の機能を、試験法、許容値の議論に考慮するか否かについては、具体的な提案に基づき、今後、作業班で審議して決めて頂きたい。

長部	<p>1-4. 同じくPLC-Jの資料で、いくつかのPLC装置接続例に通信ポートおよび商用電源につながる電源ポートが設定されているが、それらのポートにはCISPR22の通信ポートおよび電源ポート妨害波許容値と試験法が適用されるという認識でよいか？</p> <p>IT機器の妨害波自主規制を行っているVCCIでは既に通信ポート許容値を適用している。PLC装置内蔵装置を含めるか否かの議論に関連して明確にして欲しい。</p>	雨宮氏⑧への回答参照。
----	--	-------------